

はじまります

3月17日(月)(土・日を除く)
—(旧七夕会館)

申告は税務署からの呼び出し分および簡単な申告のみを

②土地や建物を売った人 ③株式などの配当や譲渡がある人
します。
います。



申告とは？

前年(平成19年1月1日～12月31日)のあなたの所得について、申告書を提出することです。
申告書は、市県民税や国民健康保険税の課税、所得証明などの発行に必要なものです。

あなたの申告は？

スタート

平成20年1月1日に小郡市に住んでいますか？

いいえ
➡

当該住所地で申告してください

はい
↓

平成19年中(1月1日～12月31日)に全く収入がなく、かつ、同居の誰かに扶養されていましたか？

はい
➡

申告は必要ありません

いいえ
↓

所得税の確定申告に該当しますか？

はい
➡

所得税の申告

所得税の確定申告は、久留米税務署で受け付けます。簡単な申告については3月7日(金)まで生涯学習センター(旧七夕会館)研修室でも受け付けます。

源泉徴収を受けている人、事業を行っている人、住宅借入金等控除を受ける人は、所得税の確定申告が必要です。

基本的に市県民税の申告は必要ありません。
(ただし、給与や公的年金だけの所得者でも、2か所以上から支払いを受けている場合、各種控除を受ける場合は申告が必要です。昨年、市県民税の申告をした人には申告書を郵送します。)

いいえ
↓

平成19年中の所得が給与または公的年金(非課税所得年金、雑年金は除く)のみで、その支払い報告書(源泉徴収票)が、市に提出されていますか？

はい
➡

()に該当する人は

いいえ
➡

市県民税の申告

市県民税(所得税の申告になる場合も)の申告が必要です。生涯学習センター(旧七夕会館)研修室または校区公民館(4館)、小郡交流センター(旧老人福祉センター)で申告を受け付けます。

※このフローチャートはあくまでも目安であり、所得と控除の関係で各人の申告は異なります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先

- 所得税の確定申告 久留米税務署 (〒830-8688久留米市諏訪野町2401-10 ☎32-4461)
- 市県民税・国民健康保険税の申告 市税務課市民税係 ☎72-2111内線124、125

税の申告が



申告期間 2月18日(月)～
申告会場 生涯学習センタ

※本会場は、市県民税の相談会場です。所得税の確定
3月7日(金)まで行います。
※①事業を営む人や生命保険などの営業をしている人
①～③、およびお急ぎの人は税務署での申告をお願い
※所得税の還付の申告は、1月から税務署で受け付けて

所得税の確定申告は

確定申告は自主申告です。自分で書いて提出しましょう。

①生涯学習センター(旧七夕会館)研修室

*年金所得者等で税務署から案内がある人

2月4日(月)～2月8日(金)

※案内があった人は、申告期間中は混雑が予想されますので、
ぜひご出席ください。

②生涯学習センター(旧七夕会館)研修室

(午前8時30分開館)

*一般の確定申告(簡単な申告のみ)

2月18日(月)～3月7日(金)(土・日を除く)

※この期間以外は一切受け付けできません。

申告期間中は大変混雑します。時間に余裕を持ってお出
てください。

*譲渡の計算

2月18日(月)、19日(火)、20日(水)の3日間

※この期間以外は一切受け付けできません。

平成19年中に土地や建物を売った人のために、税理士が
譲渡の計算の相談に応じます。ただし、税理士は1人の
ため、相談件数に限りがあります。

	午前の部	午後の部
受付時間	8:30～11:00	11:00～15:00
申告相談時間	9:00～12:00	13:00～16:00

③申告書は郵送でも受け付けています

確定申告書は久留米税務署へ
市県民税申告書は、市税務課市民税係へ

④インターネットでも申告できます

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

⑤国税庁ホームページの案内

「所得税の確定申告書作成コーナー」では自宅にいな
がら確定申告書を作成でき、そのまま税務署に郵送
できます。

ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

⑥久留米税務署

3月17日(月)まで(土・日を除く)

相談時間 9:00～17:00



市県民税・国民健康保険税の申告は

①生涯学習センター(旧七夕会館)の申告相談

申告期間

2月18日(月)～3月17日(月)(土・日を除く)

相談時間

9:00～12:00(受付は8:30～11:00)

13:00～16:00(受付は11:00～15:00)

※市役所税務課では市県民税・国民健康保険税
の申告はできません。

②校区公民館(4館)・小郡交流センター (旧老人福祉センター)での 申告相談

※当会場では所得税の確定申告の
相談はできません。



期 日	申告相談会場	行 政 区	
		午前(9:00～12:00)	午後(13:00～16:00)
2月1日(金)	味坂校区公民館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
2月4日(月)	御原校区公民館 (教育集会所)	古飯、宝城北、ニ夕	稲吉、下岩田、二森
2月5日(火)	くろつち会館	乙隈、佐ノ古、松崎	花立、今隈、吹上、立石
2月6日(水)	くろつち会館	井上、上岩田	干潟、下鶴
2月7日(木)	ふれあい館三国	三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘、西島
2月8日(金)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀	力武、三沢
2月12日(火)	小郡交流センター (旧老人福祉センター)	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2